

## 北杜市地下水採取の適正化に関する条例施行規則

平成16年11月1日

規則第161号

(趣旨)

第1条 この規則は、北杜市地下水採取の適正化に関する条例（平成16年北杜市条例第229号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請の手続)

第2条 条例第5条の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した井戸設置（変更）許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面及び実施計画図面、その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(氏名変更等の届出)

第3条 条例第6条の規定により申請をした井戸設置者は、その氏名、名称及び住所に変更のあったときは、遅滞なく氏名等変更届（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

(許可書)

第4条 条例第7条に規定する許可基準により井戸の設置又は変更を許可したときは、許可通知書（様式第3号）により井戸設置者に通知するものとする。

(着工届)

第5条 前条の通知を受けた井戸設置者は、当該工事に着工したときには、工事着工の日から14日以内に井戸着工届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(完成届)

第6条 条例第8条の規定による届出は、井戸完成届（様式第5号）によるものとする。

2 前項の届出書には、井戸の構造を示す図面その他市長が必要とする書類を添付しなければならない。

(資料の提出及び立入調査)

第7条 市長は、条例第11条の規定により当該職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、事前にその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書（様式第6号）を携帯しなければならない。

（許可の失効）

- 第8条 地下水採取者は、条例第13条の規定により、当該施設に係る効力を失った場合は、井戸の廃止届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の長坂町地下水採取の適正化に関する条例施行規則（平成12年長坂町規則第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

北杜市長 様

住 所  
氏 名  
電 話



井戸設置(変更)許可申請書

北杜市地下水採取の適正化に関する条例第5条の規定により、次のとおり井戸の設置について許可(変更)の申請をします。

井戸の設置場所			
使用目的又は用途			
井戸管理責任者		電話番号	

井戸	井戸の名称又は番号		
	深 度 (地表面下m)		
	側 管 の 口 径 (mm)		
	ストレーナーの位置 (地表面下m)	m ~	m
		m ~	m

揚水機	種 類 ・ 型 式	
	原 動 機 の 出 力 (kw)	
	1 時 間 揚 水 能 力 (m <sup>3</sup> /h)	
	揚水機吐出口の口径 (mm)	
	揚水機吐出口断面積 (cm <sup>2</sup> )	
	揚 程 (m)	

北杜市地下水採取の適正化に関する条例施行規則

採 取 量	採 取 期 間	
	1 日 平 均 採 取 時 間	
	1 日 平 均 採 取 量 ( $m^3$ /日)	
	用 途 別 使 用 量 ( $m^3$ /日)	飲用水 $m^3$ /日 雑用水 $m^3$ /日 その他 $m^3$ /日
水量測定器の種類、型式		
着工(予定)年月日		
使用開始(予定)年月日		
揚水により周囲の井戸の採取に支障があった場合の措置		
注 井戸の位置を示す図面(案内図)を添付すること。 井戸設置場所の登記簿の謄本及び公図の写しを添付すること。 揚水機のカタログを添付すること。		

北杜市地下水採取の適正化に関する条例施行規則

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

北杜市長 様

届出者 住 所  
氏 名



氏 名 等 変 更 届

氏名(名称、住所)を変更したいので、北杜市地下水採取の適正化に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

井戸の所在地		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		

北杜市地下水採取の適正化に関する条例施行規則

様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

北杜市長



許 可 通 知 書

年 月 日付けで提出された井戸設置申請については、審査の結果、許可(不許可)としますので、北杜市地下水採取の適正化に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

(許可の条件又は不許可の理由)

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

北杜市長 様

住 所  
氏 名



井 戸 着 工 届

北杜市地下水採取の適正化に関する条例施行規則第5条の規定により、許可された井戸について次のとおり着工したので届け出ます。

井戸設置許可年月日		
井戸着工年月日		
井戸	深 度 (地表面下m)	
	側 管 の 口 径 (mm)	
	ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地表面下m)	m ~ m
揚 水 機	種 類 ・ 型 式	
	原 動 機 の 出 力 (kw)	
	1 時 間 揚 水 能 力 (m <sup>3</sup> /h)	
	揚 水 機 吐 出 口 径 (mm)	
	揚 水 機 吐 出 口 断 面 積 (cm <sup>2</sup> )	
	揚 程 (m)	
揚 水 量	揚 水 量 (m <sup>3</sup> /h)	
	自 然 水 位 (地表面下m)	
	揚 水 水 位 (地表面下m)	

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

北杜市長 様

住 所  
氏 名



井 戸 完 成 届

北杜市地下水採取の適正化に関する条例第8条の規定により、許可された井戸について次のとおり完成したので届け出ます。

井 戸 設 置 許 可 年 月 日		
井 戸 完 成 年 月 日		
井 戸	深 度 (地表面下m)	
	側 管 の 口 径 (mm)	
	ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地表面下m)	m ~ m
揚 水 機	種 類 ・ 型 式	
	原 動 機 の 出 力 (kw)	
	1 時 間 揚 水 能 力 (m <sup>3</sup> /h)	
	揚 水 機 吐 出 口 径 (mm)	
	揚 水 機 吐 出 口 断 面 積 (cm <sup>2</sup> )	
	揚 程 (m)	
揚 水 量	揚 水 量 (m <sup>3</sup> /h)	
	自 然 水 位 (地表面下m)	
	揚 水 水 位 (地表面下m)	



様式第6号(第7条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職氏名	
上記の者は、北杜市地下水採取の適正化に関する条例第11条第2項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
北杜市長 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	

(裏)

北杜市地下水採取の適正化に関する条例(抜すい)
(資料の提出及び立入調査)
第11条 市長は、この条例を施行するため井戸設置者又は地下水採取者から井戸に関する資料を提出させ、又は当該職員を土地に立ち入らせて、井戸に関する調査を行わせることができる。
2 前項の調査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

北杜市地下水採取の適正化に関する条例施行規則

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

北杜市長 様

住 所  
氏 名



井 戸 廃 止 届

北杜市地下水採取の適正化に関する条例第13条の規定により、許可された井戸について次のとおり廃止したので届け出ます。

井戸設置許可年月日	
井戸の所在地	
井戸廃止年月日	
廃止の理由	